

一 職夫供給者ハ其ノ供給職夫ニ服務上ノ必要事項ヲ周知セシム
ハシ
一 供給職夫ガ業務上負傷セル場合ハ治療費 ^{費用} 安費 ^{費用} ヲ支辨ス
但シ本人ノ過失ニ依ル場合ハ半當ヲナスニ止ム
一 職夫供給者ニハ手数量トシテ賃金七十五銭以下ニ対シテハ
五銭其ノ他ニ対シテハ八銭ヲ支給ス
一 供給職夫ノ賃金ハ前月ニテ六日ヨリ其ノ月ニテ五日迄ノ分ヲ計算
シ翌月末迄ヲ支拂フ

⑤ 供給 ^精 負人ヲ通ジテ使用スル職ニ及人夫ノ
賃金支拂ノ方法
① 工場主ノ支拂ノ金額ト職ニ受タルトノ金額ト概要
② 均一的ニ支拂フ各個人別ニ定ムル等ノ概要
(1) 賃金支拂ノ方法
工場主ヨリ請負人ニ対シテハ月々一回支拂ヲモトス
事業完了 ^後 ノ条件 ^ト ニ支拂ヲモトス
負人ヨリ未 ^済 ノ職ニ支拂ヲモトス
二回並通 ^ハ 同 ^ハ 業 ^ハ 同 ^ハ 位 ^ハ ニシテ
向 ^テ 金額 ^ト 概要
工場主ノ支拂ノ金額ト職ニ受タルトノ金額ト三分位ヨリ
一割ヲシテ、該当中ニ三分ノ工場主ヨリ請負人ニ特別ノ賃金